

南風原町 妊婦支援給付金(1回目・2回目)のご案内

妊婦のための支援給付金は、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、もって妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的とした給付金です。

支給対象者

※申請日時点で南風原町から転出されている方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

1. 申請日時点で南風原町民である方
2. 令和7年4月以降に妊娠届・妊婦給付認定申請書を提出した方(妊婦支援給付金「1回目」)
(妊婦1人あたり5万円)※妊娠届を提出後、妊娠を継続していない方も対象となります。
3. 妊娠届出時の面談を終えられた方
(面談がまだの方は面談後に申請書をお渡します。)
4. 産科医療機関を受診し、医師による妊娠の確認(医師による胎児心拍の確認)を行った方
5. 申請書等必要書類を提出した方
6. 転入者の場合、転入前の自治体で国の妊婦支援給付金にあたる給付金を受給していない方(電子マネー、子育て応援クーポン等を含む)
7. 妊婦給付認定申請後、胎児の数の届出書を提出した方(妊婦支援給付金「2回目」)
(胎児の数×5万円)※出産予定日の8週間前の日から申請可能「」

※代理の方が親子健康手帳を受け取られた場合、後日妊婦さんご自身へ面談日程等についてご連絡いたします。妊婦給付認定書等は、面談後にお渡しいたします。

申請手続き (妊婦支援給付金 『1回目・2回目』)

提出書類: ☐ 妊婦給付認定申請書(1回目) ☐ 胎児の数の届出書(2回目)

☐ 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)のコピー

☐ 振込先口座を確認できる書類(通帳やキャッシュカード)のコピー

☐ 妊娠を確認できる書類(医師による胎児の心拍が確認されたもの)

(医療機関発行の妊婦給付認定用診断書や親子健康手帳「妊娠の経過」欄のコピー等)

申請方法: 上記の書類を窓口に出すまたは返信用封筒で返送

申請期限: **申請書受取から3か月以内**

『妊婦給付認定申請書(1回目)・胎児の数の届出書(2回目)』

■注意事項(※必ずお読みください)

- 書類は記入例をよく読み、記入漏れの無いようご注意ください。記入漏れがあると申請は受理できません。
- 申請受理後、振込までに1か月から2か月かかります。
- 支給を受ける口座名義は妊婦名義のみとなります。他の代理人(夫、子の保護者等)には支給できません。
- 他市町村で受給済の方は対象外です。二重支給が発覚した場合は、返還請求をします。



お問い合わせ

南風原町国保年金課健康づくり班(ちむぐる館内)
電話: 098-889-7381
受付時間: 平日9:00~12:00、13:00~17:00

(裏)

南風原町 妊婦等包括支援事業のご案内

国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫してすべての妊産婦に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と妊婦のための給付を一体として実施します。

伴走型相談支援

(妊婦等包括支援事業)

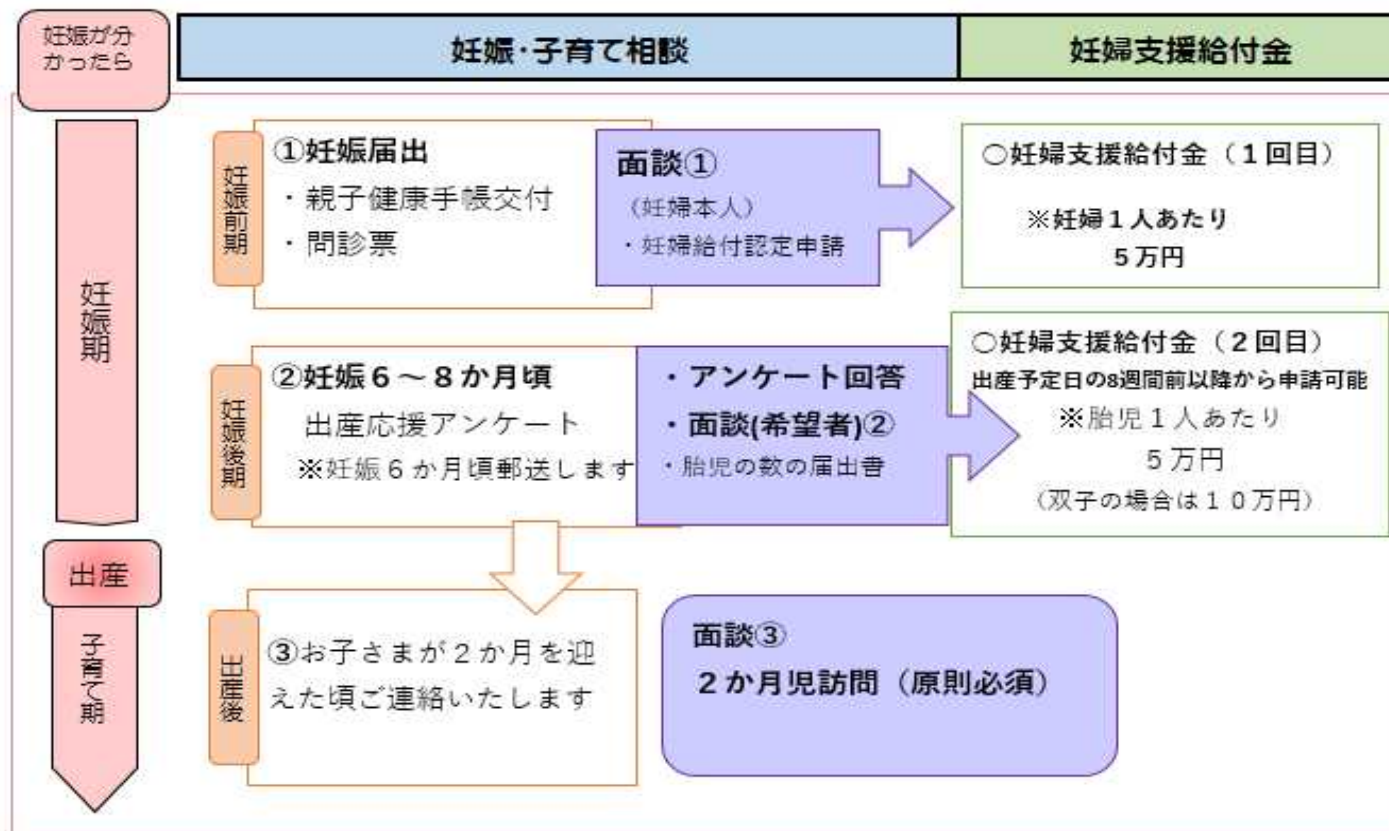
- 面談実施のタイミング
 - ①妊娠届出(親子健康手帳受取)時
 - ②妊娠6～8か月頃
(アンケートに回答、面談等)
 - ③出生届出後～生後4か月頃
- 面談の対象者
妊婦・産婦など



妊婦のための支援給付金

※基本的に伴走型相談支援における
面談実施後に支給

- 妊婦支援給付金(1回目)
妊婦1人あたり5万円
- 妊婦支援給付金(2回目)
胎児1人あたり5万円
- 支給方法
申請時に指定した口座へ振込み



●妊婦支援給付金(2回目)のご案内は妊娠6～8ヶ月頃の出産アンケート・胎児の数の届出書と同封してご案内いたします。



詳しくは町ホームページへ

<お問い合わせ>

南風原町国保年金課健康づくり班(ちむぐる館内)
〒901-1104 南風原町字宮平697番地10
電話: 098-889-7381
時間: 平日9:00～12:00、13:00～17:00